

第2章 望ましい環境像

町は、箱根山頂から西に向かって、山間地、丘陵地、平坦地に大別され、山間地は土質が第3紀層の火山灰で、標高 1,004mの鞍掛山、799mの玄岳に囲まれた豊かな自然景観を有しています。丘陵地は、なだらかな大地がつづき畑作地帯となっています。平坦地は、第4紀層の沖積土が田方平野の一角を占め、水田地帯や町内人口の約 60%が集中した市街地が形成されています。

住み続けたいまちづくりのためには、地球温暖化対策などを含む脱炭素社会の実現、豊かな自然景観、歴史的環境資源など残された貴重な環境の保全、資源を生かした循環型社会の形成、大気汚染や悪臭などの生活環境の悪化の無い快適に安心して暮らせる環境づくりを目指す必要があります。

これらを実現するためには、一人ひとりが環境保全に関する意識を高め、日常生活や行動を見直し、継続して実行していくことが求められます。

町の豊かな自然を保全し多くの生態系からの恵みを受け続け、そして次の世代にその恩恵を引き継げるよう、望ましい環境像を以下のように定めます。

『人と自然が共生し、豊かな資源を生かした
環境で暮らせるまち かなみ』

（住民・事業者アンケート参考）

これを実現するために次の5つの基本目標のもと、まちづくりを進めていきます。



基本目標 1 環境にやさしいまちづくり

地球温暖化への対策は、世界が直面している喫緊の課題の一つと考えられています。このため、地球温暖化の原因となる二酸化炭素をはじめとした温室効果ガスの排出量を抑制する必要があります。そのために、再生可能エネルギーの導入、公共交通の利用促進、エコカーの積極的な導入など省エネルギー活動の推進により、温室効果ガスの排出量を削減することを目指します。

また、気温の上昇などによる気候変動で起こりうる変化への対策や適応していくための情報収集・情報提供の徹底を図ります。

【将来イメージ】

- ☆自然環境との調和を図り、太陽光発電などの再生可能エネルギーが広く普及しています。
- ☆地域で発電された電力を、地域で消費する地産地消の仕組みづくりが進んでいます。
- ☆省エネルギー型機器や設備、ゼロエネルギー住宅（ZEH※）、ゼロエネルギービル（ZEB※）などの建築物の普及などにより、エネルギーの有効利用が進んでいます。
- ☆町全体での脱炭素に向けた取り組みが進められています。
- ☆災害対策やクールシェア・ウォームシェアスポットの設置など、気候変動に適応した取り組みが進められています。

基本目標 2 ごみを減らし、資源を生かすまちづくり

食料や製品を生産するために必要な資源は限りがあるため、効率的に資源を活用することが求められています。

製品の生産の際には、直接的な材料だけでなく、燃料などのエネルギーも利用されます。製品などを長期に有効利用することが、エネルギーの効率的な利用からも重要になります。

近年では、小さなプラスチックやポイ捨てされたごみが河川を通じて海へ流入することによる海洋プラスチック問題、廃プラスチックや食品ロス問題への対策が急務となっています。そのため、6R 活動などの資源の有効利用や分別の促進によるごみの減量化、資源の再利用化などにより、町、町民及び事業者が連携・協働し、循環型社会の実現に向け、資源を有効に生かすまちづくりを目指します。

【将来イメージ】

- ☆6R 活動を実践しています。
- ☆食品ロス対策が進むとともに、生ごみの乾燥化や堆肥化による減量化の徹底が進んでいます。
- ☆ワンウェイプラスチック※の削減、プラスチック類のリサイクルが進んでいます。
- ☆ごみの減量やリサイクルが進み、埋め立てごみ量が少なくなっています。

※ZEH：「ネット・ゼロ・エネルギーハウス」の通称。年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロになることを目指した住宅。電力消費の大きい冷暖房の効果を向上させる工法を取り入れ、かつ再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギーの支出をなくす。

※ZEB：「ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング」の通称。構造や設備の省エネルギーを図ったり、再生可能エネルギーを利用することによって、総エネルギー消費量がゼロ、あるいはゼロに近い数値となる建築物。

※ワンウェイプラスチック：一度だけ使われて廃棄されるプラスチック製品のこと。お弁当を購入した際のプラスチック製のフォークやスプーンなどがある。

基本目標3 自然と共生し、未来へつなぐまちづくり

町には、緑豊かな自然や河川などの数多くの自然が存在しています。これら豊かな自然環境は生き物にとって貴重な生息空間をもたらしています。さらに豊かな自然とのふれあいにより、人々が心豊かとなることも期待されます。

近年では、外来生物による生態系に悪影響を及ぼす問題が発生しています。緑豊かな自然地や生き物の環境を適切に守っていくことが必要なため、在来生物の適切な保護と外来生物への適切な対策を行い、自然が守られるまちづくりを目指します。

【将来イメージ】

- ☆森林は健全な状態に保全・管理され、木材や間伐材が利用されています。
- ☆森林の保全や機能の見直しにより、豪雨時の土砂災害などによる自然災害被害が減っています。
- ☆適切な森林整備により、豪雨時に地中での保水力を維持することで河川への急激な流出が緩和されています。
- ☆環境に配慮した地産地消が盛んになり、農畜産業及び地域の産業が守られています。
- ☆在来種の生態系が守られ、外来種の拡大や農畜産業などへの野生鳥獣による被害がなくなっています。
- ☆緑地や公園が人と自然とのふれあいを楽しめる、環境教育・環境学習の場になっています。
- ☆林地開発や土地開発などによる災害対策が徹底されています。
- ☆町内に生息する動植物が把握されています。

基本目標4 環境を守り、安心して暮らせるまちづくり

私たちが生活する上で、大気や周辺の騒音・振動などの生活空間の環境を良好なものに保ち、健康的に過ごすことができる環境を維持することは重要なことです。町の自然環境を適正に維持し、管理することで、心休まる周辺環境を保全するまちづくりを進めます。

今日では様々な事業活動において多くの化学物質が利用されています。これら化学物質の低減とともに、住み続けられるまちづくりのために、土壌や地下水、大気などへの汚染の監視・管理を適切に行っていきます。

台風や豪雨による河川の氾濫や土砂災害の発生に対し自身を守るためには、一人ひとりが備えることが重要になります。また、情報を発信し、周知徹底を図っていきます。

【将来イメージ】

- ☆下水道や合併処理浄化槽などが全ての世帯に普及し、水のきれいな川になっています。
- ☆野焼きによる煙や工場からの煙や騒音、自動車の騒音や排気ガスがなくなり、きれいな空気や静かな環境になっています。
- ☆公害などの発生がなく化学物質も適切に管理され、安心・安全に過ごせるようになっています。
- ☆ハザードマップの周知により、一人ひとりが災害時に危険な場所・避難するルート・避難する場所を把握し、災害発生時に役立てることができるようになっています。
- ☆不法投棄やポイ捨てのない町になっています。
- ☆不法投棄や違法盛土の監視とともに災害対策が徹底されています。

基本目標5 人々が学び、行動につなげるまちづくり

環境保全への取り組みは、町民や事業者の理解や協力を得ることによって、効果的に進めることができます。そのため、町の様々な環境の現状について情報発信や環境に関する学習機会を作り、町民や事業者の関心を高めていくことが大切です。また、環境保全を効果的に実施するための連携強化や関係者の間でネットワークの構築を進め、町、町民及び事業者による協働でよりよい環境づくりを目指します。

【将来イメージ】

- ☆子どもから大人まで、環境教育・環境学習の機会が増え、環境保全の取り組みが生活の一部として定着しています。
- ☆町民や事業者が積極的に環境保全活動に参加し、環境を改善する行動にみんなが自主的に取り組んでいます。
- ☆環境に関する情報提供の場が増え、情報収集や活用が容易にできるようになっています。
- ☆町、町民及び事業者が町の抱えている環境問題を把握しています。
- ☆産、官、学が一体となって環境問題に取り組んでいます。



第3章 環境施策(施策の体系と展開)

第1節 施策の体系

望ましい環境像	基本目標	基本施策
『人と自然が共生し、豊かな資源を生かした環境で暮らせるまち かなみ』	【脱炭素社会の構築】 環境にやさしいまちづくり    	①省エネルギー社会の実現 ②再生可能エネルギーなどの導入・利用促進
	【循環型社会の構築】 ごみを減らし、資源を生かすまちづくり       	③6R活動などによる資源再利用の推進 ④ごみの分別の促進・適正な処理
	【自然共生社会の構築】 自然と共生し、未来へつなぐまちづくり  	⑤自然緑地の保全、公園等の適正管理 ⑥森林と農地の保全 ⑦人と自然との共生
	【良好な生活環境の構築】 環境を守り、安心して暮らせるまちづくり      	⑧美しくきれいなまち ⑨水と空気的环境保全
	【横断型な施策の展開】 人々が学び、行動につなげるまちづくり  	⑩環境について学ぶ・情報を発信する

第2節 施策の展開

基本目標1 環境にやさしいまちづくり

基本施策1 省エネルギー社会の実現



(1) 課題

- 国では、「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」と宣言し、さらに新たな「地球温暖化対策計画」では、令和12(2030)年度の温室効果ガスの削減目標について、平成25(2013)年度比で46%削減することとし、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けていくとされています。
- 町の事務事業における温室効果ガス排出量は減少傾向で推移していますが、国の削減目標達成のためには町全体で更なる温室効果ガス排出量削減に向けて取り組んでいくことが必要です。
- 町、町民及び事業者への省エネルギー機器の導入、省エネルギー活動の推進や、公共交通機関や自転車の利用促進など、誰もが住みやすく、脱炭素社会を実現するまちづくりが必要です。
- “地球”という大きな枠組みの中であっても、町、町民及び事業者の地道な活動の継続によって地球全体の環境保全へとつながります。このような意識の定着を図るとともに、町民や事業者の活動に対する支援などを促進することが必要です。



▲電気自動車の公用車

(2) 環境指標(数値目標)

指標名	現状値 2021年度 (令和3年度)	中間目標値 2026年度 (令和8年度)	目標値 2030年度 (令和12年度)
温室効果ガス排出量の削減 (町の事務事業)	9,427.8t-CO ₂	6,818.8t-CO ₂	4,968.8t-CO ₂

(3) 町の取り組み(施策)

①省エネルギーの取り組みの推進

- ・COOL CHOICE(クールチョイス)への参加を促進します。
- ・町民、事業者へ省エネルギー機器の普及を促進します。
- ・家庭での省エネルギー機器導入の支援に努めます。
- ・クールビズ・ウォームビズの普及啓発に努めます。
- ・出前講座やウェブサイト、広報かなみなどで地球温暖化防止対策や省エネルギーに関する情報提供を行います。
- ・地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を策定し、町、町民及び事業者が一体となって、温室効果ガス排出削減に努めます。

②町の事務事業における省エネルギーの推進
・公共施設の LED 化などの省エネルギー製品の導入を図ります。
・コージェネレーションシステム※や高効率設備の導入を検討します。
・公用車の使用頻度を減らし、公共交通機関や自転車の利用を促進します。
・環境にやさしい製品の購入（グリーン購入）の取り組みを推進し、温室効果ガス削減に努めます。
・公用車への次世代自動車の導入、充電設備の設置などにより、次世代自動車の普及促進を図ります。
③省エネルギーなまちづくりの構築
・省エネルギー型の機器の導入を推進します。
・道路整備により交通渋滞の抑制に努めます。
・防犯灯の LED 化など省エネルギー製品の導入を推進します。
・関係機関と連携を図り、公共交通機関の利便性の向上に努めます。

（４）町民・事業者に期待する取り組み

取り組み内容	町民	事業者
①省エネルギーの取り組みの推進		
・宅配便は、日時指定などを活用し、できるだけ 1 度の配送で受け取るよう努めます。	●	●
・電化製品（照明、エアコン、電気ポットなど）の電源をこまめに切るなど、節電に努めます。	●	●
・家庭エコ診断制度を活用し、家庭での省エネの取り組みを推進します。	●	—
・エネルギー消費の少ないエコハウスやゼロエネルギー住宅（ZEH）、ゼロエネルギービル（ZEB）を選択します。	●	●
・蓄熱システム、高効率機器、コージェネレーションシステムなどの導入に努めます。	●	●
・太陽光パネルの導入、高断熱化などによるエネルギー消費性能に優れた住宅や建築物の新改築を検討します。	●	●
・事業所のエネルギーの使用の合理化に努めます。	—	●
・エネルギー効率の良い燃料への転換を図ります。	—	●
・自動車のアイドリングはできる限り控え、エコドライブの実践に努めます。	●	●
・ノーマイカーデー※の導入や相乗りの実施をします。	—	●
・自動車の点検、整備を定期的に行います。	●	●
・地域の素材を選択し、地産地消に努めます。	●	●
・省エネルギー性能の高い機器を購入します。	●	●

※コージェネレーションシステム：発電と同時に発生した排熱も利用して、冷暖房や給湯などの熱需要に利用するエネルギー供給システムで、総合熱効率の向上を図るもの。

※ノーマイカーデー：過度なマイカー利用を抑制するため、あらかじめ設定した日、または期間に、より環境にやさしい公共交通機関等を利用して通勤等をしてもらう取り組みのこと。

取り組み内容	町民	事業者
②町の事務事業における省エネルギーの推進		
・次世代自動車の所有者は、充電施設の活用に努めます。	●	●
・町の環境イベントに積極的に参加します。	●	●
・クールシェアスポット※の活用に協力します。	●	●
・グリーン購入に努めます。	●	●
③省エネルギーなまちづくりの構築		
・通勤、通学、買い物など移動時には公共交通機関や徒歩、自転車を利用します。	●	●
・電気自動車やハイブリッド車、燃料電池車などの次世代自動車を購入します。	●	●
・テレワークを導入し効率的な労働環境の構築に努めます。	●	●
・対面形式の会議からウェブ会議への移行を促進します。	●	●
・緑のカーテンなどによる町内や事業所内の緑化に努めます。	●	●
・町の沿道植栽や花壇の手入れなど、緑化活動に参加します。	●	—
・ESG 金融※を取り入れた事業活動の実施・検討を行います。	—	●

コラム

エネルギー消費の多い機器から省エネライフをスタート

身近な家電製品から、節電行動を実施してみましょう。
省エネライフで電力消費を抑え、地球にも家計にもやさしくなります！



エアコン

- ・ドア・窓の開閉は少なくしよう。
- ・扇風機を併用しよう。



冷蔵庫

- ・熱いものはさましてから保存しよう。
- ・冷蔵庫の中を整理しよう。



テレビ

- ・消すときは主電源を OFF にしよう。
- ・画面の設定を見直そう。



給湯器

- ・浴槽にフタをしよう。
- ・間隔をあげずに入浴しよう。



照明器具

- ・LED ライトに取り替えよう。
- ・点灯時間を短くしよう。



電気便座

- ・寒い季節だけ使おう。
- ・使わないときはフタを閉めよう。



こたつ

- ・こたつ布団に、上掛けと敷布団をあわせて使おう。
- ・設定温度は低めにしよう。



電気カーペット

- ・広さに合った大きさにしよう。
- ・設定温度は低めにしよう。

（出典：資源エネルギー庁）

※ クールシェアスポット：公園や図書館などの公共施設など、地域で気軽に集まって涼むことのできる場所。

※ ESG 金融：ESG（Environment（環境）、Social（社会）、Governance（統治））の側面を加味した財務、非財務の両面から企業を評価する金融手法のこと。

●「COOL CHOICE」とは？

国では、温室効果ガス削減目標を達成するため、「未来のために、いま選ぼう。」をキャッチコピーとし「COOL CHOICE」国民運動を実施しています。

これは、省エネ・温度設定・節水などの普段の行動、家電・住宅・自家用車などの身の回りの物を「選ぶ」ときに、未来のために考えた「賢い選択＝COOL CHOICE」をしていこう、という取り組みです。



国は、一人ひとりがこの運動に参加し、一丸となって温暖化防止のために「選択」していく旗印として統一ロゴマークを設定し、国・産業界・労働界・自治体・NPOなどが連携して広く賛同登録を呼びかけています。

●「COOL CHOICE」の様々なアクション・キャンペーン



環境省は冷房使用時の室内温度を 28℃とすることを推奨しています。扇風機を利用するなどして、体感温度を下げる工夫をしましょう。



環境省は暖房使用時の室内温度を 20℃とすることを推奨しています。首、手首、足首を温かくすることや、みんなが 1 つの部屋に集まり、ウォームシェアしましょう。

エアコン消して 涼しいところに集まろう



複数のエアコン使用をやめ、なるべく 1 部屋に集まる工夫をしたり、公共施設を利用したりすることで涼をシェアしましょう。



ゆっくり加速、ゆっくりブレーキや、車間距離にゆとりを持つことで、環境負荷や交通事故が減らせます。



宅配便を送るときは受取人が受け取りやすく配慮し、商品注文した際は自分が受け取れる時間を指定するなど、再配達を減らしましょう。

基本目標 1 環境にやさしいまちづくり

基本施策2 再生可能エネルギーなどの導入・利用促進



(1) 課題

- 町では、公共施設などへの太陽光発電設備の設置を検討するとともに、住宅用太陽光発電システムや家庭用蓄電池システムの設置へ補助を行い、再生可能エネルギーの導入を促進しています。今後もさらに再生可能エネルギーの普及、利用促進を図ることが必要です。
- 太陽光パネルの発電期間終了後、太陽光発電設備が大量の廃棄物となることが予想されるため、適切に処理及びリサイクルする方法を研究することが必要です。
- 再生可能エネルギーの導入拡大を図るとともに、エネルギーの地産地消と地域企業によるエネルギー関連産業への参入を促進し、地域経済の着実な成長につなげるとともに、地震をはじめとする大規模災害に備え、適応強化につなげていくことが必要です。
- 適応強化の一つとして、森林の持つ二酸化炭素の吸収機能や水源涵養機能など公益的な機能を持続的に発揮させていくことは重要であるため、森林の若返りを図る主伐とその後の再造林や間伐などの森林整備を適切に実施していくことが必要です。
- 町の財産である眺望景観や防災環境の保全と再生可能エネルギー発電事業との調和を図るため、「函南町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」に基づき、災害の発生を防ぎ、町民の安全・安心で生活しやすい環境の保全を目指し、適正な地域に適正な規模の再生可能エネルギー発電事業を誘導していくことが必要です。
- 気候変動は猛暑や熱中症、自然災害の発生、農作物への被害など、普段の生活にさまざまな影響をもたらしています。地球温暖化による影響を低減するためにも、地方公共団体と関係団体が連携し、地域の実状に応じた施策を展開することが重要です。



▲かんなみ仏の里美術館の太陽光発電設備

(2) 環境指標（数値目標）

指標名	現状値 2021 年度 (令和3年度)	中間目標値 2026 年度 (令和8年度)	目標値 2030 年度 (令和12年度)
住宅用太陽光発電システム設置補助件数（累計）	457 件	650 件	900 件
家庭用蓄電池システム設置補助件数（累計）	38 件※	193 件	353 件

※令和4年度開始事業（現状値は申請件数）

(3) 町の取り組み（施策）

①再生可能エネルギーの導入の促進
・住宅用太陽光発電システム等設置事業費補助を実施し、住宅用太陽光発電システムや家庭用蓄電池システムなど再生可能エネルギー機器の導入を支援します。 ・広報かなみなどにより、再生可能エネルギーを活用した施設の周知を行います。 ・「函南町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」に基づき、再生可能エネルギー発電事業と周辺環境の調和を図ります。 ・公共施設などへの太陽光発電システム設置の検討を行います。 ・太陽光パネルの適切な処分・リサイクル方法の研究を行い、情報収集及び発信を行います。
②気候変動への適応のための取り組み
・気候変動による影響について、関係機関と連携を取り、対策を講じます。

(4) 町民・事業者に期待する取り組み

取り組み内容	町民	事業者
①再生可能エネルギーの導入の促進		
・太陽光発電システムや蓄電池システムの導入を検討します。	●	●
・電力の自給自足に努めます。	●	●
・太陽光・太陽熱だけでなく、その他再生可能エネルギー（小水力発電、小型風力発電、地中熱利用システム、バイオマスエネルギーなど）の活用に努めます。	—	●
・不要となった太陽光パネルの適切な処分・リサイクルを行います。	●	●
②気候変動への適応のための取り組み		
・熱中症対策を実施し、予防に努めます。	●	●
・緑のカーテン、屋上や壁面の緑化、扇風機などを利用し、できるだけエアコンの使用を抑えるよう工夫します。	●	●
・自主防災組織の活動の活性化による地域防災能力の向上に努めます。	●	●
・特に熱中症にかかりやすい高齢者などへの声掛け・見守り活動の強化対策に努めます。	●	—
・関係機関と連携し、農業や畜産業に関する適応策を実践します。	●	●
・家庭や事業所内の緑化を推進し、ヒートアイランド*対策を実施します。	●	●

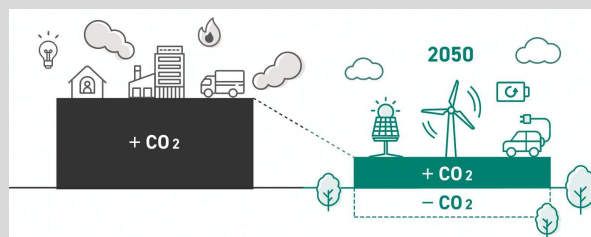
コラム

カーボンニュートラルとは？

温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすることを「カーボンニュートラル」と言います。

「排出を全体としてゼロ」は、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。

カーボンニュートラルの実現のためには、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化をする必要があります。



（出典：環境省脱炭素ポータル）

※ ヒートアイランド：都市の気温が周辺の郊外に比べて高くなる現象。地表面の人工化や人工排熱の増加などが原因となり引き起こされる。

基本目標2 ごみを減らし、資源を生かすまちづくり

基本施策3 6R 活動などによる資源再利用の推進



(1) 課題

- ・町民1人1日当たりのごみの排出量は減少傾向にあります
が、静岡県平均と比較すると町の排出量が多いのが現状で
す。6R活動の徹底により、引き続きごみを減らしていく
ことが必要です。
- ・プラスチックごみや食品ロスについて、「プラスチック資源
循環法」や「食品ロス削減推進法」に基づく対策や新型コロ
ナウイルス感染症後（アフターコロナ）における生活様式
の変化に伴うごみの量や組成の変化を的確に把握し、対応
することが必要です。
- ・ごみを減らすために、町民及び事業者がごみ問題全体につ
いて関心を持ち、紙ごみや有機性廃棄物、廃プラスチック
について、減量・資源化に向けた取り組みが必要です。



▲フリーマーケット

(2) 環境指標（数値目標）

指標名	現状値 2021 年度 (令和3年度)	中間目標値 2026 年度 (令和8年度)	目標値 2030 年度 (令和12年度)
1人1日当たりのごみ排出量	1,098g	952g	857g
再資源化率	16.7%	19.5%	21.5%
生ごみ処理機補助件数（申請件数）	33 件	50 件	60 件

(3) 町の取り組み（施策）

①ごみの発生抑制の推進

- ・ワンウェイプラスチックの使用をなるべく減らし、マイボトルやマイバッグなど繰り返し使え
る製品の普及に努めます。
- ・資源ごみ回収ボックスや各家庭での生ごみ処理機の購入など、ごみの減量化・資源化に貢献す
る活動を支援します。
- ・食品ロスを削減するため、削減のための取り組みの普及啓発に努めます。
- ・指定ごみ袋から、ごみの処理手数料を上乗せした有料の指定ごみ袋の導入を検討します。
- ・事業系ごみ削減のため、多量排出者への指導体制の強化を図ります。
- ・排出されたごみの組成を調査することで、原因を究明し、ごみの減量につなげます。

②ごみの分別の徹底・再資源化の推進

- ・フリーマーケット、バザーやシェアリング、サブスクリプション※などを利用し、不要になったものの再利用や、将来捨てることになるものを増やさない意識の高揚を図ります。
- ・スーパーでの店頭回収など、再資源化を支援します。
- ・フードバンクやフードドライブの有効活用の促進をします。
- ・小型家電の回収・資源化を図ります。
- ・ごみ分別の資源品目の見直しを検討します。
- ・環境負荷の少ない製品の普及・啓発を行います。
- ・「廃棄物減量等推進審議会」により、ごみの減量・再資源化に向けた総合的な施策を実施します。

③ごみに関する意識啓発の推進

- ・学校教育と連携した環境学習を行い、意識啓発を図ります。
- ・広報かんなみや出前講座などを活用し、町民及び事業者への意識啓発を図ります。
- ・ごみ焼却場・リサイクルプラザなどの見学による意識啓発を図ります。

（４）町民・事業者に期待する取り組み

取り組み内容	町民	事業者
①ごみの発生抑制の推進		
・マイボトルやマイカップ、マイバッグを持参し、ワンウェイプラスチックなどの削減に努めます。	●	●
・量り売りやばら売りなど、必要なものを必要な量だけ購入・販売するよう努めます。	●	●
・過剰包装は断るよう努めます。	●	—
・レンタルやリースを利用します。	●	●
・ライフサイクルの長い製品、リサイクル可能な商品・容器、再生品など、環境にやさしい商品の選択に努めます。	●	●
・食品を購入する際には、冷蔵庫内の在庫や手前どりを意識し、食品ロスが発生しないよう努めます。	●	—
・生ごみの乾燥化や堆肥化及び生ごみ処理機の活用により、ごみの減量に努めます。	●	●
・食材の余りや食べ残しが出ないように努めます。	●	●
・再使用・再資源化できる商品の自主回収に努めます。	—	●
・事業系ごみの分別を徹底し、不適正処理物が混入しないように努めます。	—	●
・事業系ごみの排出抑制に努めます。	—	●
・これまで進めてきたごみの削減運動をさらに進めていきます。	●	●

※ サブスクリプション：定期購読、継続購入のこと。

取り組み内容	町民	事業者
②ごみの分別の徹底・再資源化の推進		
・ごみの分別ルールのご遵守を徹底します。	●	●
・エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、パソコン、携帯電話の適正な処分に努めます。	●	●
・不要となったものはリユース・リサイクルするよう努めます。	●	●
・フリーマーケット、バザーや不用品活用バンクを活用します。	●	—
・小型家電のリサイクルに協力します。	●	—
・剪定枝や木くずの分別による再資源化に協力します。	●	●
・古紙、古布の集団回収を積極的に行います。	●	—
・資源の有効活用に努めます。	●	●
③ごみに関する意識啓発の推進		
・ごみの減量やリサイクルに関する知識を習得します。	●	●
・ごみゼロ運動に参加します。	●	●
・ごみに関する出前講座に参加します。	●	—
・従業員のごみの減量化・資源化に関する意識の高揚を図ります。	—	●

コラム

もったいないの気持ちを！「食品ロスを減らそう！」

食品ロスとは、食べられるのににもかかわらず排出された食べ物のことです。食品ロスの半数は家庭からの排出と言われています。

○食品ロス削減のポイント

【買いすぎない】

- ・買い物前に冷蔵庫をチェックしましょう。
- ・買いすぎを防ぐことで家計も冷蔵庫もスリム化できます。

【使い切る】

- ・いろいろな使いきりレシピに挑戦してみましょう。

【食べきる】

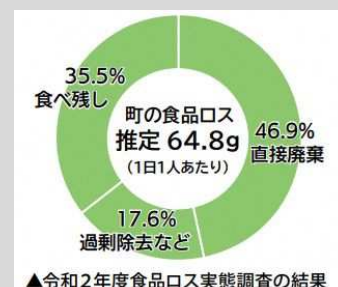
- ・家庭でも、外食時でも「残さず食べる」を心がけましょう。



▲食品ロス実態調査の様子

○町の食品ロス

町の食品ロスの半分を占める「直接廃棄」は、賞味期限や消費期限を過ぎたことで、食材として使ったり、食事に提供したりすることなく、そのまま捨てられてしまったものになります。



▲令和2年度食品ロス実態調査の結果

基本目標2 ごみを減らし、資源を生かすまちづくり

基本施策4 ごみの分別の促進・適正な処理



(1) 課題

- 町では、「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」「資源ごみ」に分けて収集し、収集したごみはごみ焼却場で焼却、リサイクルプラザでの処理、リサイクルを実施しています。引き続き、ごみの分別の徹底や適正な処理、安全性及び効率性が求められます。
- ポイ捨てなどにより、回収されずに河川などを通じて海に流れ込むことによる地球規模での環境汚染である海洋プラスチックごみ問題への対応として、新たな分別品目の検討や適正なごみ排出が求められています。
- 最終処分場の容量に限りがあることから、ごみの分別を徹底し、ごみ処理量の低減を図り、最終処分場への搬入を最低限にすることが必要です。



▲ごみ分別便利帳

(2) 環境指標（数値目標）

指標名	現状値 2021 年度 (令和3年度)	中間目標値 2026 年度 (令和8年度)	目標値 2030 年度 (令和12年度)
ごみ焼却場焼却対象量	13,802.19 t	11,512.54 t	10,361.29 t
リサイクルプラザ破碎選別対象量	1,054.33 t	772.47 t	695.22 t
最終処分場の埋立ごみ搬入量	158.7 t	13.9 t	10.7 t

(3) 町の取り組み（施策）

①効率的な収集運搬の推進

- ごみの分別の徹底を図るため、ごみカレンダー、ごみ分別便利帳、広報かなみなどによる周知を行います。
- 各ごみ置場の使用者が管理するごみステーションの適正な管理を支援します。
- 「「かなみ暮らしの応援隊（有償ボランティア）」による高齢者や障害のある方へのごみ出しサポートなどを実施します。
- 効率的な収集・運搬方法の検討を行います。

②適正な中間処理の推進
・適正な再資源化ルートを選定を行います。
・再資源化量を把握するため、正確な計量を行います。
・ごみ焼却場・リサイクルプラザの適正な維持管理を行います。
・こだま苑（し尿処理場）の適正な維持管理を行います。
・ごみ処理の効率化を図るため、広域化などの取り組みを推進します。
・し尿及び浄化槽汚泥の適正な処理を行います。
・こだま苑（し尿処理場）の液肥の普及促進を図ります。
・し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬の事業者に対する指導・助言を行います。
③適切な最終処分の推進
・最終処分場及び污水处理施設の適正な維持管理を行います。
・ごみ焼却場への不適物の混入防止の啓発を行います。
・焼却残渣を再生処理することにより、最終処分場の延命化を図ります。

（４）町民・事業者に期待する取り組み

取り組み内容	町民	事業者
①効率的な収集運搬の推進		
・ごみカレンダー、ごみ分別便利帳、広報かなみなどを参考にごみの減量化、再資源化や分別の徹底を図ります。	●	●
・危険物や町では処理できないものを混入しないように努めます。	●	●
・ごみステーションを清潔かつ安全に利用できるように心がけます。	●	—
・自力でごみ出しが困難な場合は、暮らしを支える「かなみ暮らしの応援隊（有償ボランティア）」を活用し、ボランティアの方と一緒にいきます。	●	—
・販売店は、町では収集・運搬しない廃棄物（排出禁止物）の回収に協力します。	—	●
②適正な中間処理の推進		
・ごみ焼却場・リサイクルプラザの見学などに参加して、ごみの適正な処理に理解を深めるよう努めます。	●	●
・再資源化の量を把握するための計量に協力します。	—	●
③適切な最終処分の推進		
・ごみ処理量が低減するよう努め、最終処分場の延命化に協力します。	●	●
・ごみの中に不適物を混入させないように努めます。	●	●

世界では、毎年800万トンものプラスチックごみが海に流れ込んでいると推計されています。県内の海岸でも、日常生活から出たと思われるペットボトルやレジ袋などが大量に見つかっています。

プラスチックは私たちの生活に欠かせない素材ですが、自然分解されにくく、小さく砕けても長期にわたり海に残存するため、生態系や人の健康への影響が懸念されています。

また、日本の1人当たりのプラスチック容器包装の廃棄量は世界で2番目に多いといわれています。

静岡県は500kmを超える長い海岸線を有していますが、県の豊かな海はアカウミガメの産卵場所になるなど、多くの生き物が命を育む場となっています。こうした環境を守るために私たち一人ひとりがプラスチックを削減し、更に海に流出させないように取り組むことが必要です。静岡県では、令和元（2019）年5月から、プラスチックごみ削減のため、従来の3Rに、新たな視点での3つのRを加え、県独自の6Rとして、海洋プラスチックごみ問題の解決に向けた取組を開始しました。

皆さんの現在の行動が未来の海を守ります。一人ひとりができることから取組を増やしていきましょう。

従来の3R

+

静岡県独自の3R

Reduce リデュース



- ・マイバッグを常に持ち歩こう
- ・マイボトルを持とう
- ・ばら売りや量り売りを利用しよう

Refuse リフューズ



- ・レジ袋を断ろう
- ・使い捨てスプーンやフォークを断ろう
- ・過剰な包装を断ろう

Reuse リユース



- ・詰め替え容器を使おう
- ・クリーニングハンガーを店に戻そう
- ・フリーマーケットを利用しよう

Return リターン



- ・店頭回収を利用しよう
- ・外出時のごみを持ち帰ろう（ポイ捨てしない!）

Recycle リサイクル



- ・市町のルールに従って分別しよう
- ・資源回収に出そう

各市町HP・広報などを確認
※県ウェブサイトでも分別方法紹介中
Rのあるくらし [Q 検索](#)

Recover リカバリー



- ・清掃活動に参加しよう
- ・落ちているごみは拾おう

（出典：第4次静岡県循環型社会形成計画）

基本目標3 自然と共生し、未来へつなぐまちづくり

基本施策5 自然緑地の保全、公園等の適正管理



(1) 課題

- 町の総面積の約6割は山間部が占めており、箱根連山の稜線沿いに鞍掛山、十国峠、玄岳などの山々が連なっています。また、箱根峠近くに位置する函南原生林には、ブナ、アカガシ、ヤマボウシ、ヒメシャラなどの自然林が残っています。函南町森林整備計画書に基づき、自然環境の保全や景観に配慮しながら、間伐など適正に管理することが必要です。
- 四季折々にその彩を変える日守山公園、柏谷公園、仁田さくら公園などがあり、その植栽、花壇などの整備・管理を計画的に行うとともに、公共施設の緑化、家庭や事業所における緑化の推進が必要です。
- 新たな森林空間の活用による観光需要の創出など、森林・農山村の多面的機能の発揮、農山村地域の活性化、持続可能な里山、森づくりを進めることが必要です。



▲ 柏谷公園

(2) 環境指標（数値目標）

指標名	現状値 2021 年度 (令和3年度)	中間目標値 2026 年度 (令和8年度)	目標値 2030 年度 (令和12年度)
町内公園数（都市公園）	10 か所	現状維持	現状維持
花苗配付回数	2回/年	2回/年	2回/年

(3) 町の取り組み（施策）

① 緑地の保全と整備・活用の推進

- 公園内でイベントを開催します。
- 土地利用事業の指導、開発許可の申請時などにおいて、緑地の確保を適切に指導します。
- 森林法の届出などにより、森林伐採について適正な指導をします。
- 豊かな自然環境資源と周辺地域との調和を図ります。
- 酪農王国オラッチェや原生の森などの地域資源を多自然交流拠点と位置付け、良好な自然環境を保全し、地域内外の交流づくりを図ります。

②まちの緑化推進

- ・公園などの緑化、木、花壇、芝生の維持管理に努めます。
- ・道路植栽帯の緑化を推進します。
- ・身近な広場の整理、街路樹などの植栽を行います。
- ・公共施設などに緑のカーテンを設置し、緑化を推進します。
- ・町民との協働による道路の花壇管理を行います。
- ・町民の森の維持管理に努めます。
- ・緑化団体の育成に努めます。

③家庭や事業所における緑化推進

- ・春と秋に各種団体への花苗の配布を継続して行います。
- ・みどりまつりなどのイベントで、緑化について普及啓発を行います。
- ・緑化に関する出前講座、園芸講習会などにより、緑化について普及啓発を行います。

（４）町民・事業者に期待する取り組み

取り組み内容	町民	事業者
①緑地の保全と整備・活用の推進		
・公園を使用する際は、適切に利用します。	●	●
・街路樹や公園などの身近な自然を大切にしよう努めます。	●	●
・自然とのふれあいにより、心身の健康増進を図ります。	●	●
②まちの緑化推進		
・町や地域で行う緑地管理に協力します。	●	●
③家庭や事業所における緑化推進		
・所有地の雑草や植栽、生垣の整備など、緑化や植栽管理を適切に行います。	●	●
・緑のカーテンの設置に努めます。	●	●
・郷土種を用いた緑化に努めます。	●	●
・開発面積に応じた緑化率の基準を遵守します。	—	●

コラム

函南町の公園

仁田さくら公園



桜・富士山・伊豆箱根鉄道駿豆線と一緒に眺めることができます。

畑毛せせらぎ公園



約410本の河津桜が柿沢川の堤防沿いに植えられています。

日守山公園



遊歩道の途中で桜を眺めることができます。

函南町原生の森



展望台から富士山、駿河湾等の遠望を楽しむことができます。

基本目標3 自然と共生し、未来へつなぐまちづくり

基本施策6 森林と農地の保全



(1) 課題

- 農地が住宅地や工場、駐車場などへ転用されるなど農地面積の減少や、農業の担い手不足による耕作放棄地が発生しています。地産地消や減農薬・減化学肥料による環境保全型農業※などの取り組みは、地域の農畜産業を守るだけでなく、地域の環境を守ることにもつながるため、今後も推進が必要です。
- 町の総面積のうち、山林をはじめとした自然的土地利用が約6割を超え、限られた可住地を都市的土地利用として有効活用・高度化していくことが必要です。
- 現在残されている貴重な自然を保全するとともに、手つかずの原始的な自然のみならず、雑木林や農耕地など身近な自然を適切に保全することや、失われた自然を再生することが必要です。
- 竹林の放置により、モウソウチクが他植生へ侵入し、広葉樹などの成長が阻害され枯死することが確認されているため、被害対策を行うことが必要です。
- 森林の保全・管理や間伐材を使用した製品についての取り組みの推進も必要です。



▲林道の整備

(2) 環境指標（数値目標）

指標名	現状値 2021年度 (令和3年度)	中間目標値 2026年度 (令和8年度)	目標値 2030年度 (令和12年度)
経営耕地面積	355ha	現状維持	現状維持
森林面積	3,571ha	現状維持	現状維持

(3) 町の取り組み（施策）

①森林の保全と適正利用の推進

- 森林の保全について、森林所有者などへの指導・助言を行います。
- 自然と直接ふれあえるイベントを開催します。

※環境保全型農業：農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和に留意しつつ、土づくりなどを通じて化学肥料、農薬の使用による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。

②適切な森林管理の推進	
・	函南町森林整備計画書による総合的な森林管理や林道の整備を行います。
・	森林の適切な管理や在来種による森づくりを行います。
・	町有林である人工林の定期的な間伐を実施します。
・	森林組合との連携により、森林施業の推進を支援します。
・	町民参加型の森林環境教育・野外活動体験を実施します。
・	荒廃竹林解消に向けて竹林整備を支援します。
・	ナラ枯れの被害状況の確認及び対策に努めます。
・	荒廃した山林の再生を推進し、自然環境の保全に努めます。
③農地の保全・活用の推進	
・	耕作放棄地の解消を図ります。
・	地域住民へ環境保全活動を実施するための支援・助言を行います。
・	ニューファーマーなど新たな担い手確保、認定農業者の育成を働きかけます。
・	農業後継者の減少による遊休農地などの土地の有効利用を図ります。
④地産地消の推進	
・	消費者に安心、信頼される産地づくりを推進します。
・	特産品のPRや地域食材を生かしたメニューの考案などを行います。
・	学校給食での地産地消を推進します。
・	道の駅や農業協同組合など生産者と連携し、地域食材の販売を促進します。
⑤環境保全型農業の推進	
・	環境保全型農業による減農薬・減化学肥料栽培の取り組みを支援します。
・	家畜排せつ物について適正に管理し、たい肥として土づくりに活用します。
・	こだま苑（し尿処理場）で作った液肥の活用を積極的にPRします。

（４）町民・事業者に期待する取り組み

取り組み内容	町民	事業者
①森林の保全と適正利用の推進		
・森づくりや川に親しむイベントに参加し、環境保全への意識高揚に努めます。	●	●
・林地開発許可制度などの手続きを適切に行います。	—	●
・開発事業などを行う際には、植林などによる緑の保全や再生及び自然環境の保全に努め、環境への影響について十分な事前調査を行うとともに、情報公開に努めます。	—	●

取り組み内容	町民	事業者
②適切な森林管理の推進		
・森林環境教育・野外活動体験などに参加し、環境保全への意識高揚に努めます。	●	●
・木製品や間伐材を積極的に活用します。	●	●
・事業所敷地内に小さな森づくりを行うとともに、環境の大切さについてPRを行います。	—	●
③農地の保全・活用の推進		
・地域ぐるみの環境保全活動に参加します。	●	●
・農業経営基盤の強化を図り、認定農業者制度を活用します。	—	●
・遊休農地については、他の農業者や町への貸出、農作業体験の受け入れなどで有効活用に努めます。	—	●
④地産地消の推進		
・農産物直売所の利用など、地元で作られた農産物を選んで購入する地産地消に協力します。	●	●
・農業団体など生産者と協力し、特産物の開発や技術開発に努めます。	—	●
⑤環境保全型農業の推進		
・減農薬・減化学肥料栽培の農作物を積極的に購入します。	●	●
・家庭菜園では、過剰な施肥や農薬の使用を控えるよう努めます。	●	—
・こだま苑（し尿処理場）で作られた液肥を積極的に利用します。	●	●

③農地の保全・活用の推進

④地産地消の推進

⑤環境保全型農業の推進

コラム

日本の森林は、国土の約7割です。この豊かな森林が持つ多くの機能を活かすには、森林をしっかりと整備していくことが必要です。しかし、林業の採算性の低下や、所有者が不明な森林の顕在化、担い手の不足などにより、手入れ不足の森林が増えています。

○森林の代表的な機能



(出典：林野庁、総務省)

基本目標3 自然と共生し、未来へつなぐまちづくり

基本施策7 人と自然との共生



(1) 課題

- 町では、特定外来生物が確認されているほか、シカ、イノシシ、ハクビシン、カラスなど、特定の野生鳥獣による農業への被害が報告されています。そのため、特定外来生物の防除や野生鳥獣の適正管理・被害の未然防止が必要です。また、生物多様性の保全は、私たち人間の都合ばかりを優先するのではなく、自然との共生の視点から環境づくりに取り組んでいく必要があります。
- 町には、自然とふれあえる場所が多く分布し、憩いの場や環境教育・環境学習の場所として原生の森や日守山公園、柏谷公園、仁田さくら公園などを中心に、今後も保全・活用が必要です。また来光川沿いなどの身近な場所で自然とふれあえる場所の整備も必要です。



▲水生生物観察会

(2) 環境指標（数値目標）

指標名	現状値 2021 年度 (令和3年度)	中間目標値 2026 年度 (令和8年度)	目標値 2030 年度 (令和12年度)
水生生物観察会などの参加人数	35 人※1	60 人	80 人
鳥獣による農作物の被害金額	2,163 千円※2	1,752 千円	1,576 千円

※1 令和4年度の実績

※2 令和2年度の実績

(3) 町の取り組み（施策）

①自然環境の保全の推進

- 土地開発の際は、自然環境との調和・共生に配慮します。
- 町内に生息している生物観察会などを行います。
- 県のレッドデータブックを参考に、町内に生息している動植物などを確認します。
- 地区の特性に応じ、周辺地域との調和を図りながら、自然環境資源の有効活用を推進します。
- 計画的で良好な宅地供給を推進します。

②鳥獣被害対策及び動物保護の推進

- シカ、ハクビシン、イノシシ、カラスなどによる被害の軽減と拡大防止を図るため、関係機関との連携のもと、野生鳥獣による被害の防止対策事業を推進します。
- 外来種（特定外来生物）の侵入や拡散を未然に防ぐために、町民及び事業者に対して、外来種の問題について啓発を行うとともに、外来種被害予防三原則（「入れない」、「捨てない」、「拡げない」）の遵守を促します。

③自然環境学習の機会拡大の推進

- ・ 自然と親しむ場の創出につながるイベントを開催します。
- ・ 水や緑とふれあうイベント（水生生物観察会など）を開催します。
- ・ 河川や水路など、まちなかに残る自然環境を保全します。

（４）町民・事業者に期待する取り組み

取り組み内容	町民	事業者
①自然環境の保全の推進		
・ 自然環境や生物を守ることの重要性を理解し行動します。	●	●
・ 外来生物について知り、外来生物法を遵守した取り組みを行います。	●	●
②鳥獣被害対策及び動物保護の推進		
・ 外来種の動植物を飼育、育てる場合は、自然に逃がさないようにします。	●	●
・ 防護柵の設置などにより、野生鳥獣による被害を未然に防止します。	●	●
③自然環境学習の機会拡大の推進		
・ 各家庭や事業所内に緑地など自然とのふれあいの場を創り、環境保全への意識高揚に努めます。	●	●
・ 公園や野外活動施設を積極的に使います。	●	●
・ 自然とふれあうレクリエーションなどの活動を通じて心身の健康増進を図ります。	●	●
・ 自然観察会などへの参加や自ら自然とふれあう機会を創出し、自然に対する知識と理解を深め、環境保全への意識の高揚に努めます。	●	●

コラム

水生生物観察会

町では、毎年川に棲む生物を採取し、水質を調査する水生生物観察会を開催しています。水質の状況によって生息する生物の種類は異なります。きれいな河川を守るためにできることを考えてみましょう。



基本目標4 環境を守り、安心して暮らせるまちづくり

基本施策8 美しくきれいなまち



(1) 課題

- ・町には、富士山の雄大な眺望景観をはじめ、函南原生林の自然景観・丹那盆地の牧歌的景観やジオポイントに指定されている「火雷神社」「丹那断層公園」「柏谷横穴群」など、数多くの景観資源や町内の多くの場所から富士山や駿河湾を含めた市街地の眺望を望むことができます。このような景観資源を良好な景観形成のために保全・活用・維持していくことが必要です。
- ・不法投棄やごみのポイ捨て、飼い主による犬や猫のペットのふんの放置など、マナーの問題解決が大きな課題となっています。環境美化活動などによって散乱ごみの回収やパトロール、意識啓発を継続的に行い、ごみのない美しくきれいなまちにしていけることが必要です。
- ・飼い主のいない猫などによって、ごみを荒らされる、庭などにふん尿をされる、夜間の鳴き声がうるさいといった問題の解決、動物愛護及び飼い主のいない猫の増加防止のため、動物病院に不妊去勢手術に係る業務を委託する TNRm 活動※を推進しています。地域猫活動を推進することによって、今後も地域住民、ボランティア団体、県、動物愛護協会など関係機関・団体などとの連携を図り、継続的、効率的に実施していくことが必要です。



▲河川清掃活動

(2) 環境指標（数値目標）

指標名	現状値 2021 年度 (令和3年度)	中間目標値 2026 年度 (令和8年度)	目標値 2030 年度 (令和12年度)
ごみゼロ運動の参加人数	3,176 人	5,500 人	7,340 人
河川清掃活動の参加人数	792 人	900 人	1,000 人

(3) 町の取り組み（施策）

①まちの景観の保全と調和の推進

- ・山林・斜面緑地・農地の景観保全を図るため、法令によって定められた事項の徹底に努めます。
- ・函南町景観まちづくり条例に定める眺望地点の指定に向けて、必要な調査や整備を進めます。
- ・町内の各所から見える富士山の眺望景観を大切に、町民や観光客が親しみ楽しめるような景観まちづくりを進めます。
- ・伊豆半島ジオパークのジオサイトの保全を継続します。
- ・広域幹線道路の整備に対応した適正な土地利用の誘導を図ります。

※ TNRm 活動：TRAP（つかまえる）、NEUTER（不妊手術する）、RETURN（元の場所に戻す）m（management）の略称で、地域の猫を見守る活動（地域猫活動）のこと。

②ごみのポイ捨て・ペット対策の推進	
・環境美化啓発ポスターの表彰による意識啓発を実施します。	
・町内河川一斉清掃を実施するとともに、町民が現状の認識をすることにより河川美化意識の高揚を図ります。	
・河川美化に関する意識啓発活動を実施します。	
・ペットのふんの処理など、ペットの飼育マナーの指導や啓発を行います。	
・TNRm 活動を推進します。	
③不法投棄対策の推進	
・不法投棄パトロールの強化や関係機関との連携を図ります。	
・不法投棄監視カメラや看板の設置などで意識啓発活動を継続して行います。	
・中山間地の盛土など造成地のパトロールを実施します。	

(4) 町民・事業者に期待する取り組み

取り組み内容	町民	事業者
①まちの景観の保全と調和の推進		
・町の景観保全の取り組みに協力します。	●	●
・住宅や事業所を新築・改築する際には、周辺の景観に調和した色彩やデザインにするように努めます。	●	●
・生け垣や花壇などによる緑化を推進します。	●	●
・屋外広告物の規制を遵守します。	—	●
②ごみのポイ捨て・ペット対策の推進		
・ごみゼロ運動など、町内の美化運動に参加します。	●	●
・地域の清掃を通じた町民同士のコミュニケーション・ふれあいの輪を広げます。	●	●
・ごみのポイ捨てをしないようにします。	●	●
・ペットのふんの処理や飼育マナーの遵守に努めます。	●	—
・犬の飼い主は、1年に1度狂犬病予防接種を受けさせます。	●	—
・多頭飼いなど、自身で飼育ができなくなった場合には、早急に新たな飼い主を見つけるように努めるとともに、県東部保健所やボランティア団体などに相談します。	●	—
・ハイキングやキャンプ、釣りなどのレジャーやレクリエーションで発生したごみは必ず持ち帰るように努めます。	●	—
・事業者がリーダーとなって清掃活動を実施します。	—	●
・環境美化指導員、廃棄物減量等推進員の活動の支援に努めます。	●	●
③不法投棄対策の推進		
・不法投棄を見つけたら通報するよう努めます。	●	●
・不法投棄パトロールに参加します。	●	●

十国峠展望台



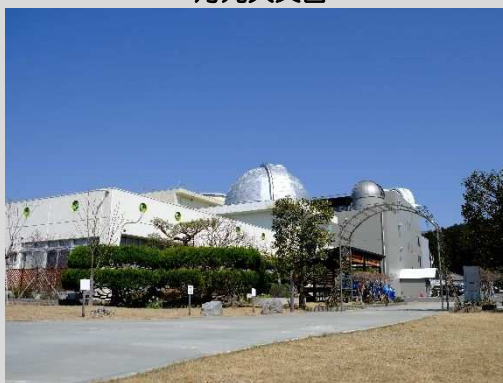
酪農王国オラッチェ



火雷神社



月光天文台



柏谷横穴群



丹那断層公園



伊豆スカイラインの展望台



基本目標4 環境を守り、安心して暮らせるまちづくり

基本施策9 水と空気の環境保全



(1) 課題

- ・社会における安心・安全を脅かす要因の一つとして、大気汚染・水質汚染などの公害・環境衛生問題があります。町には主だった公害発生原因や施設などはありませんが、生活環境の悪化防止や環境衛生の向上などにより、人の健康や生活環境への被害を防止し、引き続き、私たちの生活の基盤となる安心・安全で快適なまちづくりの推進が必要です。
- ・町の汚水処理人口普及率は年々増加しています。良好な水環境の保全や快適な生活環境を創造するため、今後も公共下水道や合併処理浄化槽の整備促進が必要です。
- ・騒音・振動は、発生源と被害者が局所的に近接している場合に起きやすく、その原因も工場や事業場、農業、交通、生活音など多岐にわたり、町民にとって最も身近な問題です。当事者同士の相互理解を進め、問題解決に努めていくことが重要です。
- ・工場や事業場などからの騒音・振動は、技術の進歩や企業努力による対策が進んだことなどにより、苦情などが少なくなりました。しかし、発生源の多様化と快適な環境を求める住民意識の高揚により、様々な発生源からの被害が苦情として寄せられているため、町民のマナー啓発や相互コミュニケーションを図ることが重要です。



▲河川への油流出対応訓練

(2) 環境指標（数値目標）

指標名	現状値 2021 年度 (令和3年度)	中間目標値 2026 年度 (令和8年度)	目標値 2030 年度 (令和12年度)
公共下水道普及率	74.6%	86.6%	89.2%
汚水処理人口普及率	80.5%	85.1%	87.7%
河川の水質がBランク以上の 地点数（51 か所中）	45 か所	49 か所	51 か所

※河川の水質（BOD）Bランクの基準は、BOD 値が3 mg/L 以下であることとしています。

(3) 町の取り組み（施策）

①水質汚濁防止の推進

- ・地下水質の調査・把握を継続し、良質な地下水の保全に努めます。
- ・安全で良質な水の供給を目的とした水質検査をし、水質保全と監視に努めます。
- ・河川の水質を調査することにより、河川ごとの汚濁状況を把握します。
- ・ゴルフ場で使用される農薬による河川への影響調査を実施します。
- ・有機塩素系化合物を取り扱っている事業所の把握・指導、水質検査を行います。
- ・狩野川水系水質保全協議会による河川の環境美化活動を行います。
- ・地下水汚染防止対策協議会による地下水の状況の情報共有を行います。

②生活排水処理施設の普及促進	
・ 下水道処理区域内の世帯が早期に公共下水道に接続を行うよう、広報などの啓発活動を実施します。	
・ 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えの支援をします。	
③大気汚染や騒音振動の発生対策の推進	
・ 県と連携し、事業者に対し事業や建設作業における環境配慮型の機器（低騒音型の機械など）の導入を指導します。	
・ 道路渋滞の緩和や人、自転車が利用しやすい道路環境の整備（歩道や自転車通行レーン）に努めます。	
・ 自家用車のエコドライブの啓発及び公共交通機関の利用促進を図ります。	
④有害化学物質による汚染防止	
・ 環境保全協定の締結により、事業者の自主的な環境への負荷の低減を促進します。	
・ 県と連携して定期的な工場への立ち入り調査を実施し、公害対策の指導に努めます。	
・ 苦情の早期の解決、再発防止に向けた対応を検討します。	
・ 有害化学物質を使用している事業者に対する情報提供や啓発を行います。	

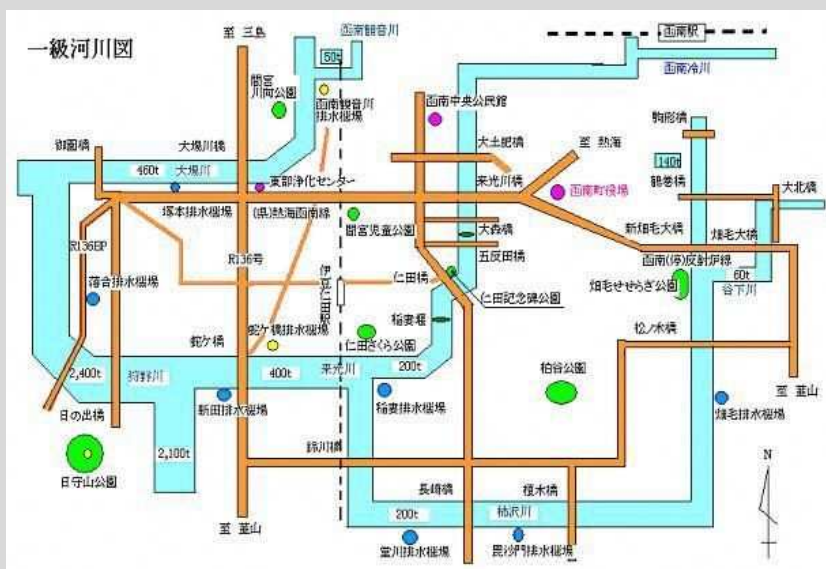
（４）町民・事業者に期待する取り組み

取り組み内容	町民	事業者
①水質汚濁防止の推進		
・ 健全な水循環の大切さについて学び、理解するように努めます。	●	●
・ 農地やゴルフ場など農薬の適正使用や抑制に努めます。	●	●
・ 油類や食べ残し等をそのまま排水溝に流さないように努めます。	●	●
②生活排水処理施設の普及促進		
・ 公共下水道処理開始区域では、速やかに公共下水道に接続します。	●	●
・ 公共下水道事業認可区域外では、合併処理浄化槽の導入を進めるとともに、定期的な管理を徹底します。	●	●
・ 水質汚濁の規制を遵守し、事業排水の浄化設備を設置して汚水を削減します。	—	●
③大気汚染や騒音振動の発生対策の推進		
・ ビニール、プラスチックごみなどの自家焼却や野焼きは行わず、適正に処理します。	●	●
・ 自動車の利用を避け、公共交通機関や徒歩・自転車による移動を心がけます。	●	●
・ 自動車の定期的な点検を行い、良好な状態を保つよう努めます。	●	●
・ 交通渋滞などの原因とならないよう、路上駐車を行わないように努めます。	●	●
・ 事業活動に伴う悪臭の発生を防止します。	—	●

取り組み内容	町民	事業者
③大気汚染や騒音振動の発生対策の推進		
・道路整備の際発生する交通整理や工事音などについて、理解・協力します。	●	●
・ふんわりアクセルなどのエコドライブの実施やアイドリングストップを心がけます。	●	●
・工場や事業所からの大気汚染・騒音・振動の規制を遵守し、より一層の環境負荷削減に努めます。	—	●
・近隣の迷惑になるような大きな音や振動を出さないようにします。	●	●
④有害化学物質による汚染防止		
・調理くずや廃食用油の適正な処理、洗剤や農薬をはじめとする化学物質の使用を極力減らすよう努めます。	●	●
・化学物質を適正に使用し、漏洩事故の発生の防止に努めます。	—	●
・化学物質を適正に管理・廃棄して、大気や地中への放出を防ぎます。	●	●
・人の生活に伴って生じる環境の悪化（生活公害）については、町民同士や地域内で解決するよう心がけます。	●	—
・公害防止協定を締結するとともに、立ち入り調査に協力します。	—	●

コラム

町内の河川一覧



河川名	種別	河川の長さ
狩野川	一級河川	3.0km
大場川	一級河川	2.4km
来光川	一級河川	12.7km
柿沢川	一級河川	9.8km
函南 観音川	一級河川	0.7km
函南冷川	一級河川	6.0km
谷下川	準用河川	0.6km
古川	準用河川	0.3km
		35.6km

基本目標5 人々が学び、行動につなげるまちづくり

基本施策10 環境について学ぶ・情報を発信する



(1) 課題

- 環境問題を解決するためには、町、町民及び事業者が自らの役割を認識し、相互のネットワークを構築・強化することが重要です。そのためには、私たち一人ひとりが環境に関心を持ち、学び、理解し、自主的・積極的に環境保全活動に取り組んでいくことが必要であり、あらゆる場・機会を通じた環境学習や将来を担う子どもたちへの環境教育、環境情報の発信、各種イベントなどでの啓発が必要です。
- 広報かなみ、町のウェブサイトなどを活用して環境情報の発信を継続し、町民全体の環境に関する意識をさらに高め、環境保全への行動変容を促すため、様々なメディアを通じ、町民や事業者のニーズに合った環境情報の充実を図っていくことが必要です。
- 町民が豊かな環境の恩恵を受けるとともに、将来にわたり継承できるよう指導できる人材の確保と資質の向上を図り、若い世代に対する意識醸成、環境教育に重点的に取り組むことが必要です。
- 本計画の取り組み状況をまとめた年次報告書を作成するほか、本計画概要版の活用、広報かなみへの掲載などを実施し、周知啓発を図ることが必要です。



▲小学校でのごみ分別出前講座

(2) 環境指標（数値目標）

指標名	現状値 2021 年度 (令和3年度)	中間目標値 2026 年度 (令和8年度)	目標値 2030 年度 (令和12年度)
環境教育の参加人数	515 人	700 人	1,000 人
環境情報の発信回数	15 回	20 回	25 回

(3) 町の取り組み（施策）

①環境教育・環境学習の推進体制の強化

- 社会科見学や出前講座などでの環境教育・環境学習を行います。
- 環境教育・環境学習の体制を強化します。
- 学校や教育機関、事業所などとの協働による環境教育・環境学習を行います。
- ESD※を実践できるよう、地域や学校、企業との連携を図ります。

※ ESD：Education for Sustainable Development の略。持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動及びその担い手を育む教育のこと。

②環境学習機会の創出や場所の提供	
・地球温暖化や再生可能エネルギー、リサイクルなどの環境に関する意識啓発のための各種講座や見学事業、イベントの開催などを実施し、環境について学ぶ機会を設けます。	
・ポスター・作文などのコンクールを実施し、環境教育の啓発に努めます。	
・学校や家庭での省エネルギーや省資源の推進の呼びかけ、環境問題への意識の高揚を図ります。	
・環境に関する展示コーナーや町のイベントなど、環境学習の場の提供について検討します。	
③情報提供による普及啓発	
・本計画の進捗状況をまとめた年次報告書を作成・公表するほか、本計画概要版の活用、広報かんなみへの掲載など、本計画の周知啓発を行います。	
・町が入手した環境に関する情報を積極的に発信するとともに環境教育に活用します。	
・町民や事業者、環境保全団体などによる環境保全活動を支援します。	
・イベント実施時には、公共交通機関の利用、再利用できる製品の使用、カーボンオフセットの活用など、できるだけ環境への負荷の少ない方法を検討・実施します。	

(4) 町民・事業者に期待する取り組み

取り組み内容	町民	事業者
①環境教育・環境学習の推進体制の強化		
・自然観察会、出前講座など環境学習会やイベントに参加します。	●	●
・学校における環境教育に協力し、子どもが学んだことを家庭で実践します。	●	—
・歴史や文化財に関する講座やイベントなどに参加し、町の歴史への興味・関心や文化財保護の意識を高めます。	●	●
②環境学習機会の創出や場所の提供		
・環境に関連するポスター、作文などのコンクールに参加します。	●	●
・町や民間団体と協力し、環境に関連する相互の交流や情報交換に努めます。	●	●
③情報提供による普及啓発		
・環境問題についての講演会や体験学習、イベントに積極的に参加します。	●	●
・地域の環境美化活動に積極的に参加します。	●	●
・町の提供する環境情報に関心を持ち、活用します。	●	●
・環境問題について自ら情報を収集し、正しい知識を深めるように努めます。	●	●
・各地区における環境情報を発信します。	●	●
・本計画の進捗状況をまとめた年次報告書を確認し、必要に応じて意見や提案を行います。	●	●